

鼓ヶ浦中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

鼓ヶ浦中いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの実態(本校の実情)

本校生徒の特徴として、自己肯定感の低い生徒の割合が多いことがあげられる。自己肯定感の低さから、他人をからかったり、見下したりする姿がみられ、どの学級においても、いじめにつながる芽は、日々の生活において見受けられる現状がある。

特に、携帯電話やスマホ等の普及により、ライン等でのトラブルが増加し、学校だけでなく、家庭生活を含めた対応が急務となってきている。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめとは？

「いじめ」とは「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。(「いじめ防止対策推進法」第2条)

(2) いじめに対する基本認識

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであること
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと
- ③ いじめは、大人には見えにくい(気づきにくい)ところで行われることが多く、発見しにくい特徴があること
- ④ いじめはいじめられる側にも問題がある、という見方は間違っていること
- ⑤ いじめは、その態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為であること
- ⑥ いじめは、教職員自身の生徒観や指導観、人権感覚のあり方が問われる問題であること
- ⑦ いじめは、家庭教育のあり方に大きなかわりを持っていること
- ⑧ いじめは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき社会問題であること

3 未然防止の取組

(1) 一人ひとりの学力保障(授業改善の取組)

- ① 子ども同士の関わり合いを活かしながら,ともに,「認め合い,支え合い,学び合い,高め合う」授業づくりに努める。
- ② 基礎基本の学力や,表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める
- ③ 確かな学力と,心身の健康,豊かな心の「生きる力」の育成に努める

(2) 居心地のよい学級づくり(仲間づくりの取組)

- ① 日々の学校生活を充実したものにするために,さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する
- ② 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する

(3) 人権教育の充実

- ① 校区の幼・小との連携を図り,つながりのある人権教育カリキュラムの策定に努める
- ② いじめや差別を許さない人権学習の充実に努める
- ③ 生徒が主体となる人権活動を充実する

(4) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ① 自尊感情や自己肯定感,自己有用感を育成するためのソーシャルトレーニングの充実に努める
- ② 将来への夢と希望を持たせ,キャリアの育成をめざしてキャリア教育の充実に努める

(5) 生徒会による主体的な活動

- ① 生徒会の活動方針にいじめ防止を位置づけ,自分にかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる
- ② いじめ撲滅運動など,生徒が主体となった活動の充実に努める

(6) 保護者や関係機関との連携

- ① いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに,家庭教育の場でもいじめ防止に取り組むように連携を図る
- ② 市教委,警察等の関係機関との連携を図り,早期発見・早期対応に努める

4 早期発見の取組

(1) 教職員のいじめを見抜く目

- ① 日々の生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感受性を磨くとともに、気づいた教職員から学年への報告・連絡・相談に努める
- ② 生徒と同じ目線で物事を考え、できる限り生徒と場を共にし、対話することに努める
- ③ 教職員自身の言動が、いじめを助長することにつながっていないか自己点検に努め、つねにいじめ防止を強い姿勢でいること

(2) いじめの態様

- ① からかいやちょっかい、命令や無視など初期的ないじめの芽を見逃さず、初期段階で対処できるよう指導を先延ばしにしない
- ② 中には暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する行為が発生する場合もなることから、関係機関との密接な連携に努める

	いじめの分類	抵触する刑事法規
ア	冷やかしゃからかい, 悪口や脅し文句, いやなことを言われる	脅迫, 名誉毀損, 侮辱
イ	仲間はずし, 集団による無視	侮辱
ウ	軽くぶつかられる, 叩かれる, 蹴られる	暴行
エ	ひどくぶつかられる, 強く叩かれたり, 蹴られる	傷害
オ	金品をたかられる	恐喝
カ	金品を隠されたり, 盗まれる 壊されたり, 捨てられたりする	窃盗, 器物破損
キ	いやなことや恥ずかしいことをさせられる 危険なことをさせられる	強要, 強制わいせつ
ク	パソコンや携帯電話で, 誹謗中傷や書き込みをされる	名誉毀損, 侮辱

(3) 早期発見の手立て

① 日々の観察－校内巡視と対話活動

- 業間や昼休み、放課後など、できる限り教室や廊下に待機し、いじめにつながる行為がないか、孤立している生徒はいないか等対話を通していじめの発見に努める

② 「連絡ノート」の活用

- 毎日の連絡ノートの提出と点検を確実にし、個別の生徒との対話の充実に努める
- 連絡ノートを活用して、保護者との連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める

③ 教育相談の充実－相談窓口の開設

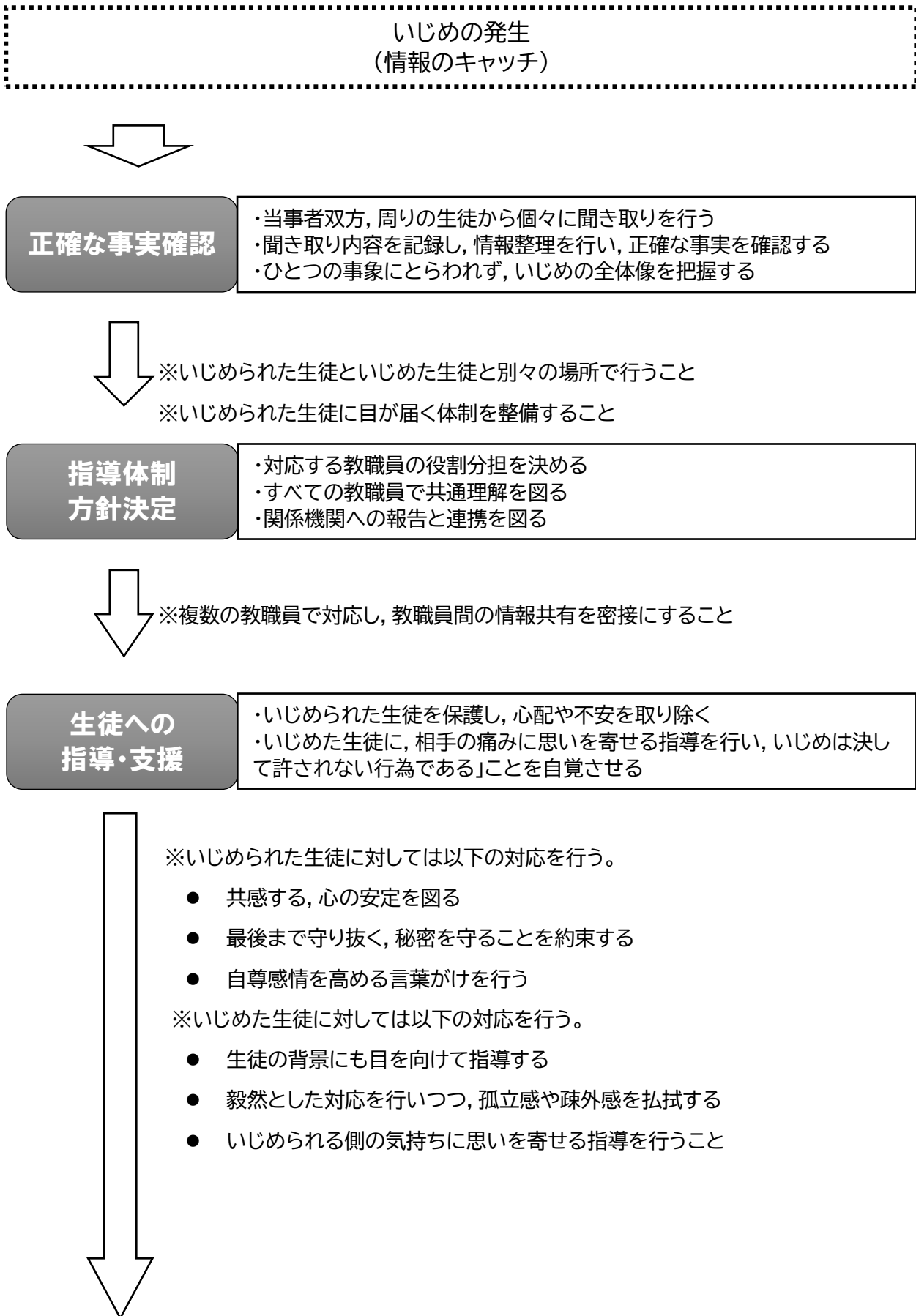
- 各学期の教育相談期間には必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える
- 相談内容によっては、学年間で共有し、さらにスクールカウンセラーの協力を得たりして、組織的な対応に努める

④ いじめアンケートの活用

- 定期的ないじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。
- 自分にかかわりのないいじめでも、告発することの大切さを常に指導し、みんなでいじめをなくしていこうとする環境や風土づくりに努める

5 適切な対応

(1) いじめ発生時の対応マニュアル



保護者との連携

- ・当事者生徒双方に家庭訪問し、事実の報告と対応方針を説明する
- ・今後の指導への協力を求め、連携方法を協議する
- ・被害生徒の保護者には、とくに事実を丁寧に伝える

※いじめられた生徒の保護者には以下の対応を行う。

- その日のうちに面談し、共感的態度で事実を伝える
- 解決に向けた指導方針を説明し、理解を求める
- 家庭での見守りと、些細な変化の報告等協力を求める

※いじめた生徒の保護者には以下の対応を行う。

- いじめられた生徒の保護者面談後、直ちに面談を行う
- いじめられた生徒の保護者の痛みを伝え、事実関係と
- 学校の解決方針を説明する
- 家庭での指導の助言を行い、今後の連携を求める

今後の対応

- ・継続的な指導・支援を行う
- ・スクールカウンセラー等を活用して、心のケアに努める
- ・誰もが大切にされる仲間づくりの実践を行う

※周りの生徒に対しては以下の対応を行う。

- 当事者だけの問題にとどめず、いじめの傍観者から抑止者への転換を求める
- いじめを告発することは、大切な防止策であることを理解させる

(2) 関係機関との連携・報告

- ① 市教育委員会…いじめ事案の報告
- ② 警察…刑事法規に抵触する場合には、直ちに通報する

6 組織

重大事態が発生した場合には「学校いじめ対策委員会」を設置する。メンバーは以下で構成される。

校長、教頭、生活指導主任、各学年担当、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー、その他学校長が認めた者 等

(※)重大事態(法第28条)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。